

令和 6 年 古殿町農業委員会 12 月定例委員会

1 開催日時 令和 6 年 12 月 16 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (8 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳委員

委員 農業委員 1 番 中瀬信治委員

農業委員 2 番 石井利行委員

農業委員 3 番 遠藤光一委員

農業委員 4 番 我妻弘道委員

農業委員 5 番 荒川一寿委員

農業委員 6 番 水野幸栄委員

農業委員 7 番 根本明委員

推進委員 1 番 我妻由美子委

推進委員 2 番 大楽良文委員

推進委員 3 番 吉田真健委員

推進委員 4 番 矢吹三智也委

推進委員 7 番 水野光樹委員

推進委員 8 番 小平美香委員

推進委員 9 番 瀬谷國彦委員

推進委員 10 番 岡部雄一委

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 24 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

ただいまから 12 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日、推進委員5番 遠藤一委員 委員、推進委員6番 水野辰芳委員 委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。

農業委員3番 遠藤光一委員 委員、及び

農業委員7番 根本明委員 委員

を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 22 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番～を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 22 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ ● 番委員

ただいまの件につきまして、一筆だったものを二筆にわけ、片方の農地の所有権を移転するものであります。何ら問題ないものと考えます。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

○2番推進委員

航空写真上は、耕作していない耕作できる状態でないように見えるのですが耕作に問題はないでしょうか。

- 事務局長田 現在は、雑木等は除去され草地の状態になっております。
- 議長(会長) よろしいですか。ほかに質疑のある方はいますか。
- 10番推進委員 航空写真で見ると道路にかかっているところがあるが、住宅を建てるにあたり問題はないでしょうか
- 事務局長田 写真は、航空写真の上に地番図の線を重ねているため、どうしても少しずれがでてしまいます。今回は、しっかり測量され、その際の杭も確認しているため、問題はないかと思えます。
- 議長(会長) ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 23 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 1 件でございます。
- 【議案第 23 号 1 番朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
[REDACTED]
- 〇 番委員 はい、先ほどの農地法3条の件と関連しております。農業委員の [REDACTED] さんと私、事務局長田さんと現地を確認してきました。申請人の [REDACTED] さんは、 [REDACTED] さんの [REDACTED] です。現在同居しているのですが、住宅の裏が急傾斜となっており、大変危険な状態であります。そのため、近くに住宅を新築するもので、何ら問題はないと思えます。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 4 議案第 24 号
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

【議案第 24 号、朗読後、説明】

今回、判定を要する農地は様式第1号に記載の農地です。
これらの農地は、令和6年7月から11月にかけて実施しました農地利用状況調査により、非農地と判断された土地であります。

○議長(会長)

3時30分まで暫時休議といたします、一覽を確認してください。

〈 暫時休議 〉

○議長(会長)

再開します。本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 24 号
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
12 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和彦

会議録署名人 遠藤 光一

会議録署名人 根本 明